

秋田市農委告示第9号

共有者不明農用地等に係る告示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、秋田県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて告示する。

令和6年5月17日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋



記

1 共有者不明農用地等の所在等【秋田市】

所在・地番	地目	面積 (㎡)	権利の 種類	内容	始期	存続 期間	借賃の相手方	方法
下新城岩城字 大沢118番	田	1,021	使用貸 借権	水田	公告の 翌日	20年	公益社団法人 秋田県農業公社	—
下新城岩城字 大沢119番	田	1,021	使用貸 借権	水田	公告の 翌日	20年	公益社団法人 秋田県農業公社	—

- この告示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。
- 当該共有者不明農用地等について、1および農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。
- 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この告示の日から起算して

2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
- (2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
- (3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの告示があつた日から起算して2か月以内に異議を述べなかつた場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

利用権設定関係

1. 各筆明細

整理番号			利用権の設定を受ける者(A) (受け手)		住所 秋田市山王四丁目1番2号		氏名 公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齋藤了								
			利用権の設定をする者(B) (出し手)		住所 秋田市土崎港相染町字沼端174番地1		氏名 佐藤 由香								
					郵便番号 011-0951		電話番号 090-7791-6661								
利用権を設定する土地(C) : 秋田市					設定する利用権の内容(D)				利用権を設定する土地の(B) 以外の権原者等(F)			土地改良 区名(G)	備考		
所在			地目		面積 ㎡	利用権 の種類	利用 内容	借賃 (円/10a)	借賃 円	住所	氏名又は名称	権原の 種類			
大字	字	地番	登記簿	現況											
下新城岩城	大沢	118	田	田	1,021.00	使用貸借	水田								
下新城岩城	大沢	119	田	田	1,021.00	使用貸借	水田								
合計	田	2筆	2,042.00 ㎡						年借賃料	始期	公告の翌日				
	畑	筆	㎡				2筆			存続期間(終期)	20年間				
	その他	筆	㎡				2,042.00 ㎡		円						
借賃の支払い方法									毎年12月10日まで貸貸人の指定口座へ振込む						

この計画に同意する。			
利用権の設定を受ける者	住所	(同上)	氏名又は名称 公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齋藤了
利用権の設定をする者	住所	(同上)	氏名又は名称 (自署)
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地 につき所有権その他の使用収益権を有する者	住所		氏名又は名称 (自署)